

# 沖縄県離島住民割引運賃カードのご案内 (離島住民カード)



沖縄県離島住民割引運賃カードは、沖縄県が実施する離島住民の交通コスト負担軽減事業における離島住民のために新設された運賃を購入する資格を有する対象者であること等を証明するために発行するカードです。

## 1. ご利用案内

- (1) 適用を受けるためには、カードの提示が必要です。
- (2) 当日の予約及び片道1枚でも予約ができます。
- (3) 年間を通して利用できます。(割引率に関しては変動があります。)
- (4) 予約変更もできます。
- (5) 小児・障がい者割引運賃でご利用された方は、還付金請求ができます。  
※対象：搭乗券、または搭乗証明書に〔CH〕または〔NI〕〔WK〕の表示がある小児と、〔HF〕の表示がある障がい者のみです。

## 2. 交付対象者

- (1) 石垣市に住所を有する方。
- (2) 離島出身の学生。(父母のどちらかが石垣市の住民である必要があります。)  
※学生とは、学校教育法で定められた「学校」に通う学生です。

## 3. カードの破損、汚損又は記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再交付の届け出をしてください。

※破損、汚損等による再交付は、手数料が発生しますので、ご注意ください。

## 4. 石垣市を転出する「転出届」の際は、カードも添付のうえ返納手続きをして下さい。

## 5. 小児・障がい者運賃の方の還付金請求の際は、搭乗券又は搭乗証明書の添付とカードを提示し、申請してください。(初回のみ、通帳もご提示ください)

## 6. 更新手続きは、2カ月前から受け付けます。

## 7. 対象航空路線

石垣～那覇、宮古、与那国

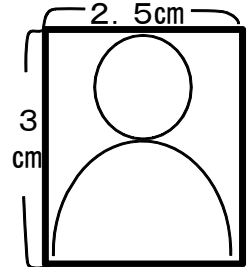
※石垣～東京、関西、福岡は本事業の対象外です。

運賃等のお問い合わせは各航空会社、旅行社等へお願いします。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業は、沖縄県が事業主体の沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、沖縄県・関係市町村・交通事業者（空路・海路）の協力により運営されている事業です。

# 申請の際に必要なもの

1. 3カ月以内に撮影した顔写真（縦3cm横2.5cm）  
◇お顔がはっきり確認できればスナップ写真でもかまいません。（正面、無帽、サングラス及びマスク無しをご用意ください。）
2. 本人確認ができる書類等（運転免許証、健康保険証等）
3. 印鑑（認め印可）
4. 手数料300円（証紙）  
◇市役所内券売機で証紙をご購入してください。  
◇離島出身学生等と、記載事項変更による「再発行」の場合は無料です。  
※破損、汚損等による再交付は、手数料が発生しますので、ご注意ください。
5. 委任状（指定の様式をお使い下さい）  
◇ご家族・ご夫婦であっても、代理で高校生以上の方のカード発行を申請する場合には、委任状が必要です。ただし、高齢や身体の事情等によりご本人が自筆記入することができない場合は必要ありません。
6. 離島出身学生等の場合は下記のものも併せて必要です  
◇学生証又は在学証明書の写し  
◇現住所が確認できる書類。（住民票・郵便物・公共料金の領収書等）  
◇石垣市に住所を有する父母の確認ができる書類。（健康保険証等）  
※代理で申請する場合は委任状も必要です。



※カードを受け取られたら、カード裏面もご一読下さい。  
※汚さない、こわさない、なくさないようご注意下さい。  
その際の再発行は、有料となります。

